

輸出酒類販売場における酒類購入記録情報の 提供方法等の届出書の記載要領

- 1 輸出酒類販売場における酒類購入記録情報の提供方法等の届出書は、輸出酒類販売場を営業者とする酒類製造者が、酒類購入記録情報を国税庁長官へ提供するために、酒類購入記録情報の提供の方法等をあらかじめ輸出酒類販売場を所轄する税務署長に届け出るものです。
- 2 複数の輸出酒類販売場を営業者とする酒類製造者においては、販売場ごとにこの届出書を提出する必要があります。
- 3 提出した「輸出酒類販売場における酒類購入記録情報の提供方法等の届出書」の記載内容について変更があった場合には、「輸出酒類販売場における酒類購入記録情報の提供方法等の変更届出書」を提出する必要があります。
- 4 「輸出酒類販売場の所在地」及び「輸出酒類販売場の名称」欄は、この届出書に係る輸出酒類販売場の所在地及び名称を記載します。
- 5 「輸出酒類販売場の許可を受けた年月日」欄は、この届出書に係る輸出酒類販売場の許可を受けた年月日を記載します。
- 6 「届出者の電子メールアドレス」欄は、届出者が自ら酒類購入記録情報の提供を行う場合に電子メールアドレス(80文字以内)を記載します。
- 7 「承認送信事業者が酒類購入記録情報の提供を行う場合」欄は、酒類購入記録情報を国税庁長官に提供することに関する契約を締結した承認送信事業者の識別符号及び氏名又は名称を記載します。